（特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例）

第四条　法第十二条第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で同項に規定する事業の用に供しているものの譲渡（同項に規定する譲渡をいう。次項第一号において同じ。）をした個人が、同条第四項に規定する翌年中に当該各号の下欄に掲げる資産の取得（同条第一項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供する見込みである場合において、法第十二条第四項において準用する同条第一項の規定の適用を受けるときは、取得をする予定の同項に規定する買換資産についての取得予定年月日、当該買換資産の取得価額の見積額及び当該買換資産が同項の表の各号の下欄のいずれに該当するかの別その他の明細を記載した書類を、同条第五項において準用する租税特別措置法第三十七条第六項の確定申告書に添付しなければならない。

2　法第十二条第五項において準用する租税特別措置法第三十七条第六項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める書類とする。ただし、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該書類を添付することを要しない。

一　法第十二条第一項の表の第一号の上欄に掲げる資産　当該譲渡をした資産が同欄に掲げる資産に該当するものであることを明らかにする書類

二　法第十二条第一項の表の第二号の下欄に掲げる資産　当該取得をした資産が同欄に掲げる資産に該当するものであることを明らかにする書類

3　法第十二条第五項において準用する租税特別措置法第三十七条第八項の規定により読み替えられた同法第三十三条第六項に規定する財務省令で定める書類は、法第十二条第一項に規定する買換資産に関する登記事項証明書その他当該買換資産の取得をした旨を証する書類とする。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間に係る特例）

第五条　法第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条から第四十一条の二の二までの規定の適用がある場合における租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十二第二項の規定の適用については、同項第二号中「その者が死亡した日の属する年又は法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋の当該増改築等に係る部分若しくは同条第五項に規定する認定長期優良住宅を災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項の規定の適用を受けている者が死亡した場合には、死亡の日」と、「同条第一項第二号」とあるのは「法第四十一条第一項第二号」とする。

2　法第十三条第二項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の三の二の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行規則第十八条の二十三の二第十六項の規定の適用については、同項第二号中「その者が死亡した日の属する年又は法第四十一条の三の二第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等をした当該家屋のこれらの住宅の増改築等に係る部分を災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第二項の規定の適用を受けている者が死亡した場合には、死亡の日」と、「同条第三項第二号」とあるのは「法第四十一条の三の二第三項第二号」とする。

第三章　法人税法等の特例

（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付請求書の記載事項等）

第六条　法第十五条第四項において準用する法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十条第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　請求をする法人の名称及び納税地

二　代表者の氏名

三　法第十五条第一項に規定する還付所得事業年度の開始及び終了の日

四　その他参考となるべき事項

2　法第十五条第一項の規定の適用を受けようとする法人については、法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十二条第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十五条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定により還付の請求をする法人税の額」と、同令第三十四条第一項第五号中「法第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）」とあるのは「法第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）」として、これらの規定を適用する。

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）

第七条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「令」という。）第十九条第七項第一号に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項第一号に規定する財務省令で定める金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　買換資産（令第十九条第七項に規定する買換資産をいう。次号及び第三号において同じ。）が同項に規定する連結買換資産（第三号において「連結買換資産」という。）である場合（第三号に掲げる場合を除く。）　法第二十七条第一項（法第二十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入された金額

二　買換資産が令第十九条第十五項の規定の適用を受けた買換資産である場合　同項の規定により計算された金額と同条第十六項の規定により計算された金額との合計額

三　買換資産が令第二十四条第十五項の規定の適用を受けた連結買換資産である場合　同項の規定により計算された金額と同条第十六項の規定により計算された金額との合計額

2　法第十九条第九項に規定する財務省令で定める事項及び法第二十条第十六項において準用する租税特別措置法第六十五条の七第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十九条第七項又は第二十条第八項の規定の適用を受けようとする法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

二　法第十九条第七項又は第二十条第八項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三　法第十九条第七項又は第二十条第八項に規定する適格分割等の年月日

四　当該譲渡をした資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の種類、所在地及び規模（土地又は土地の上に存する権利（以下この条及び次条第一項第三号において「土地等」という。）にあつては、その面積）並びにその譲渡年月日

五　当該取得をした資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得年月日

六　法第十九条第七項（法第二十条第八項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入される法第十九条第七項に規定する減額した金額及びその金額の計算に関する明細

七　その他参考となるべき事項

3　令第十九条第十項第一号に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項第一号に規定する財務省令で定める金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　買換資産（令第十九条第十項に規定する買換資産をいう。次号及び第三号において同じ。）が同項に規定する連結買換資産（以下この号及び第三号において「連結買換資産」という。）である場合（第三号に掲げる場合を除く。）　法第二十七条第一項（法第二十八条第八項において準用する場合を含む。）又は法第二十七条第七項（法第二十八条第九項において準用する場合を含む。）の規定により当該連結買換資産につき法第二十七条第十項に規定する被合併法人等において損金の額に算入された金額